

第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画の策定について

策定方針

(1) 計画期間

- ・令和7年度～令和11年度（5年間）

令和2年3月策定の第2期計画について、計画期間が令和6年度で終了するため、（仮称）第3期計画（計画期間：令和7年度～11年度）の策定に着手します。

(2) 計画の在り方

- ・改正児童福祉法の内容、計画策定指針等の反映

令和6年4月1日施行される「児童福祉法等の一部を改正する法律」に基づき創設される関連事業や国の計画策定指針等踏まえて進めます。

(3) 計画の体系

（仮称）第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画	
第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画	
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条） ・行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条） 	
新	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条）

現計画での、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画に加え、新たに子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画を包含します。

第3期計画 各章の構成

(1) 導入・基本部分

- 第1章 ・計画策定の背景や趣旨等について
- 第2章 ・全国及び浦安市の現状分析
 - ・第2期計画の評価および第3期策定の方向性
- 第3章 ・計画の理念と施策体系について

(2) 本編部分

- 第4章 子ども・子育て支援事業計画 →現計画からの改正

根拠法	子ども・子育て支援法（策定義務）
概要・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育（幼稚園・保育園・認定こども園）の提供体制の確保 ・※地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保 <p>→需要量を見込み、供給が確保できるか実数値で示す</p> <p>※地域子ども・子育て支援事業計画とは同法59条に規定される事業で、仕事と育児の両立や親の育児負担の軽減に大きな役割を果たす事業（ex）一時預かり、放課後児童育成クラブ、訪問支援、妊産婦のケア等</p>
特徴	子ども・子育て支援の大枠となるもので、全国一律で行われる

新規事項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年の児童福祉法の改正、令和7年の子ども・子育て支援法改正による、地域子ども・子育て支援事業の新規追加（5事業） ・こども家庭センター設置に係る地域子育て相談機関の設置 等
------	--

○第5章 次世代育成支援対策の実施に係る計画 →現計画からの改正

根拠法	次世代育成支援対策推進法（努力義務）
概要・目的	母親や乳幼児の健康の確保や増進、子どもの健やかな成長、教育環境の整備、仕事と育児の両立支援、地域における子育て支援等に係る事業について、事業の目的や実施時期について定める
特徴	地域の特性に合わせた様々な支援を行い、細やかなニーズまで対応する
新規事項	ヤングケアラーや医療的ケア児等、顕在化してきた課題への対応

○第6章 こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画 →新規策定

根拠法	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（努力義務）
概要・目的	子どもの貧困によって生じる課題（子どもの社会的孤立や、教育・発達における不利な立場）の改善・解消と、将来貧困状態に陥ることを予防することを目指し、親・子どもに対する包括的な支援を実施する。
特徴	不利な状況に置かれる子どもの教育面・生活面のセーフティネットになりうる事業、こども全体に向けられる支援の中でも貧困の解消・抑止になりうる事業などを中心にまとめている ※5章掲載事業のうち一部を貧困対策の視点で再整理している。